

今月のトピックス

～2025年4月号～

高年齢雇用継続給付の縮小

令和7年4月1日から、雇用保険の「高年齢雇用継続給付」が縮小され、最大15%の支給率が10%に下がります。高年齢雇用継続給付は、企業で働く高齢者を給与面で支援するための給付金です。中小・零細企業でも、受給者がいます。本稿では、高年齢雇用継続給付の支給率縮小について、概要をお伝えします。

1. 基本的なしくみ

高年齢雇用継続給付は、60歳になった時点と比べて、賃金が75%未満に下がった状態で働き続ける高齢者に支給されます。高齢者とは、60歳以上65歳未満の雇用保険の一般被保険者を指します。60歳以降は一般的に、50歳代の時と比べて給与が下がります。そこで、給付金を支給して補填するのです。

令和7年3月31日までのルールでは、月の賃金が、60歳になった時点と比べて61%以下となった人に、下がった賃金の15%の給付金が支給されます。15%が最大の支給率です。60歳になった時点と比べて、75%以上の賃金がもらえる人には、給付金は支給されません。

例えば、60歳になった時点の賃金が月30万円の人が、60歳以降、賃金が下がった状態で働き続ける場合、給付金は以下ようになります。

1. 賃金が月26万円に低下
賃金が75%未満になっていないので、支給率は0%。給付金は支給されない
2. 賃金が月20万円に低下
低下率が66.67%なので、支給率は8.17%。支給額は $20万 \times 8.17\% = 月16,340円$
3. 賃金が月18万円に低下
低下率が60%なので、支給率は15%。支給額は $18万 \times 15\% = 月27,000円$

2. 令和7年4月1日からの支給率

令和7年4月1日からは、月の賃金が、60歳になった時点と比べ64%以下になると、下がった賃金の10%相当の給付金がもらえます。10%が最大の支給率となります。

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

厚生労働省のリーフレット「令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します」より

例えば、60歳になった時点の賃金が月30万円の人が、60歳以降、賃金下がった状態で働き続ける場合、給付金は以下ようになります。

1. 賃金が月25万円に低下
賃金が75%未満に下がっていないので、支給率は0%。給付金は支給されない
2. 賃金が月21万円に低下
低下率が70%なので、支給率は4.16%。支給額は21万×4.16% = 月8,736円
3. 賃金が月17万円に低下
低下率が56.67%なので、支給率は10%。支給額は17万×10% = 月17,000円

新しい支給率(最大10%)が適用されるのは、令和7年4月1日以降に60歳

になる人です。従って、令和7年3月31日以前に60歳になる人は、古い支給率（最大15%）が適用されます。雇用保険では、「60歳になる日」は「60歳の誕生日の前日」のことです。

3. さいごに

高年齢雇用継続給付は、平成7年4月に創設され、当時の支給率は最大25%でした。その後、政府の高齢者雇用法制の見直しもあって、65歳までの雇用が一般化してきたことから、平成15年5月に最大15%に引き下げられました。政府は今後、この給付金の廃止も検討しています。ただ、当面、この給付金は続きます。給付金の支給申請は、原則として企業がハローワークに対して行います。中小・零細企業も無関係ではありません。

本内容は2025年3月10日時点での内容です。

< 監修 >

社会保険労務士法人 中企団総研